

上野 みえこ

世界的な感染の拡大に、WHOがパンデミックを表明し、日本でも、全国で緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の猛威が、いのちや暮らしを脅かしています。緊急事態宣言が解除されたとは言え、まだまだ予断を許さない状況にありますので、今回は、新型コロナウイルス感染症への対応等を中心に伺います。市長ならびに執行部のみなさまには、市民の思いや声を受けとめた、心ある答弁をお願いいたします。

まず、前半の新型コロナウイルス感染症対策の1番目、国民健康保険です。

第1に、昨年引き続き今年度も、保険料の最高限度額が3万円引き上げられ99万円となりました。新型コロナウイルスという未知の脅威から市民の命と健康を守るため、負担の限界を超えた保険料は軽減こそ必要です。本年度の最高限度額引き上げは今からでも撤回し、負担増を中止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、2月に「国保をよくする会」から、約8000筆の保険料引き下げを求める署名が市に提出されました。その時、参加者から「所得の2割も保険料が適正な保険料と言えるのか」との発言がありました。本市では、保険料が高いため、滞納世帯が他都市の2倍、3世帯に1世帯です。約3万世帯が保険料をちゃんと払えない異常です。これでは、まともな制度運用はできません。

また本市では、子どもから大人まで、収入があろうとなかろうと加算される均等割が政令市で高い方から3番目、平均額より一人13,000円も高く、年間44,700円です。政令市で一番安い札幌市の約2倍です。子どもが1人生まれると44,700円も保険料が上乗せとなり、多子世帯の保険料を引き上げています。少子化が大問題の現在、収入のない子どもに5万円近い保険料を払わせる子どもの均等割は廃止し、政令市でも格段に高い均等割額を軽減すべきではないでしょうか。そして、政令市一番高い保険料は引き下げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3に、保険料の滞納世帯が多い本市では、厳しい滞納処分・取り立てを

行う一方、滞納処分はわずか383件、全国の政令市で少ない方から2番目です。千葉市・川崎市は、約3万の滞納世帯を100%すべて執行停止にしています。執行停止世帯は、政令市平均で18%です。自治体によっては、「滞納処分の執行停止取扱要綱」に生活困窮や処分する財産がないなどの、執行停止要件を定めて適正に執行停止を行っています。保険料が高く滞納の多い本市こそ、この要綱を定め、必要な世帯への執行停止措置を適宜実施すべきではないでしょうか。

第4に、新型コロナウイルスへの対応で、現在資格証明書発行が中止されています。現在発行している短期保険証は、8月頃に切り替え時期を迎えます。新型コロナウイルス感染症が未だ収束しておらず、引き続き資格証明書発行は中止の対応を続けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第5に、今回、新型コロナウイルスで傷病手当金が支給されることになったのは、大きな前進ですが、保険料を負担しながら、自営業者・フリーランス等の方々は、支給対象となっていないません。新型コロナウイルスの影響を受けるといふ点では同じなので、持続化給付金同様、傷病手当の対象とすべきだと思います、いかがでしょうか。

第6に、国民健康保険では出産育児一時金が42万円支給されます。ところが本市では、収納率向上のため、入院費等を払った残りの一時金を保険料に充当するという扱いが行われています。昨年度実績で、20件もの出産一時金取り上げが行われています。市長は、このような実態をご存知ですか。本来の趣旨に反する出産育児一時金の保険料充当はきっぱりとやめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、市長にお尋ねします。

(答弁)

出産育児金では、「充当依頼書」をつくり無理やり書かせているのが問題です。子どものために支給された出産育児金の取り上げは、即刻辞めていただきたい。

加入世帯の8割以上が年間所得200万円以下という低所得世帯構成され

た国民健康保険には、制度上の矛盾が大きいです。しかし、大西市長になって、料率改定や最高限度額引き上げで毎年の値上げです。一方で、国言いに一般会計からのルール外赤字補てん分を大きく削減、前市長の時代の4分の1に減っています。これが矛盾を拡大しています。新型コロナに向き合う中で、国保がいのちを守る制度として機能するよう、保険料引き下げや子どもの均等割廃止をはじめ、指摘した点の改善に努めていただくよう要望いたします。

また、これから始まる新型コロナでの傷病手当金の支給や、保険料の減免・免除については、対象となる方々が、もれなく速やかに手続きがなされるよう、迅速で丁寧な周知と対応をお願いいたします。

続いて、介護の問題でお尋ねいたします。

介護現場でも、新型コロナウイルス感染症のもとで、「感染しないか」「感染させてしまわないか」「感染者が出ると事業を継続できなくなる」という不安や緊張の日々が続いています。日常のケアでも、利用者との「密」を避けることが難しく、常に感染リスクと向かい合わせです。加えて、集団感染の不安もあります。必需品であるマスクやガウン等の衛生・防護用品は不足しています。各事業所では3月以降利用者が減り、収入減となり、事業の継続が困難な状況も生まれています。この状態が続けば、「介護崩壊」です。一方、利用者側では、利用の控え、事業側の都合で介護サービスが受けられなくなり、状態の悪化、鬱・認知症の進行などが生じています。家族の介護負担も増大しています。介護現場の抱える困難を早急に打開し、「第2波」「長期化」に備えるためにも、介護事業所や介護従事者への速やかな支援が必要です。

第1に、介護現場に不足しているマスクやガウン等の衛生・防護用品など、必要な物資の安定的な確保、供給について対応策をお示しくください。

第2に、介護事業所で感染者が発生した場合の対応・支援として、①感染者が速やかに入院できるための医療体制強化 ②必要な衛生・防護用品の優先的供給と、発症者や濃厚接触者隔離のための施設整備、備品確保等への費用助成 ③具体的なガイドラインの明示 ④医療専門チームや支援職員の派遣、行政による支援体制の確保等の対策が必要です。現状と、今後の対応

についてお聞かせください。

第3に、介護保険では、多くの高齢者から「とにかく保険料が高い、負担が重い」という声が寄せられます。制度開始以来20年間、上がり続けてきた保険料は2倍以上になりました。年金が減るのに保険料が上がり、「月額年金1万5千円以下」の普通徴収となっている困窮世帯の滞納が急増しています。全国の政令市で2番目に高い保険料の負担を軽減すべきです。保険料の引き下げ、市独自の減免制度実施についてお尋ねします。

つづいて、障がい者分野での支援について伺います。

きょうされん全国事務局の調査では、イベントの自粛等による販売機会の減少で作業所の半数以上で工賃が減っていると回答しています。熊本市内の作業所からも、販売先が減り、収入が大きく減少していると聞きました。特に労働契約になっているA型作業所では賃金の支払いが困難だと言われていました。必死になって販売先を探すも、コロナへの対応でなかなか見つからないと嘆いておられました。障がい者施設は、訓練の場であったり、働く場であったり、生活する場であったり、さまざまな役割があり、欠かせない存在です。施設やサービスが利用できなくなったことで、生活が成り立たなくなる方もいらっしゃいます。重症心身障害の方にとっては、新型コロナウイルスは命にかかわる脅威です。障害を持った方が、新型コロナウイルスのもとでも、障がい者サービスをきちんと利用することができるような支援が必要です。

第1に、障がい者福祉の現場に不足しているマスク・消毒などの材料がきちんと届くよう、速やかな支援が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

第2に、事業所への減収補てんがきちんとなされるよう、国と協力しながら取り組んでいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

第3に、作業所の販売先が減っているので、販路拡大に対する市の支援を願いたいと思えますが、いかがでしょうか。

以上、介護と障がい者福祉について、健康福祉局長に伺います。

(答弁)

いずれも、現場の声をしっかりと聴いて取り組んでいただくようお願いしていきます。

次に、暮らしへの支援について伺います。

まず、**社会福祉協議会の生活福祉資金貸付**についてです。

今年3月、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響で生活が窮迫している世帯が急激に増えていることへの対応として、個人向け緊急小口資金等の特例貸付拡大を打ち出し、「緊急小口資金」と「総合支援資金」の貸し付け対象者・貸付上限・措置期間・償還期間・利子の緩和・拡大措置がとられていますが、現場の運用に問題があるとの声がありましたのでお尋ねいたします。

第1に、「この特例措置では、償還時に、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」という規定があります。もともと困窮している人が、返済時に窮迫した状況が続いていれば返済が免除されるという措置を知れば、安心して借りることができます。この点についての周知をきちんとしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

第2に、この間「生活と健康を守る会」の方々と、県・市の社会福祉協議会に要望・交渉を行ってきましたが、熊本は過去の返済が一定残っていれば、新たに新型コロナウイルスで新たに貸し付けを受けることができません。福祉の制度でありながら、困っている人を締め出すような不適切な運用です。全国の都道府県で、熊本のように返済が残っている人を門前払いしているのはわずか3カ所です。政令市20市でも、滞納を理由に貸付をしていないのは、千葉市・熊本市の2市だけです。全国ほとんどの自治体が返済状況の如何を問わず、新型コロナウイルスでの特例貸付を行っています。困窮した実態を見ない熊本市の運用は改善すべきではないでしょうか。

続いて、同じく**社会福祉協議会が行う「住宅確保要配慮者支援事業」**です。

一人暮らしの高齢者・障がい者や生活困窮者で、頼る人のいない方々を対象に、社会福祉協議会が、入居時の身元保証、入居中の家賃滞納保証、亡くなられた後の原状回復保証・死後事務保証などを一括して請負う「住宅確保要配慮者支援事業」を行っています。2010年の国勢調査で、本市の高齢単身世帯数は26,693世帯にも上り、住宅確保の難しい方は多いと思

ます。しかし、制度の利用状況は、一昨年・昨年ともに、年間約300人の相談者に対し、契約ができた人はわずかに約1割です。なかなか利用されないのは、対象が困窮世帯でありながら、利用料金が重いからです。生活保護の方で年間3万4000円、一般の世帯で年5万4000円です。今後ますます高齢化や貧困がすすみ、この制度の必要性は高まると思います。利用しやすい制度にするためにも、生活保護需給者の利用料免除や一般世帯の利用料軽減のため、市が一定の助成をできないでしょうか。

合わせて、市営住宅について伺います。

第1に、新型コロナウイルスに関し、市営住宅の災害減免の要件を緩和し、減免対象を広げるとともに、減額・猶予の周知を徹底していただきたいと思いが、いかがでしょうか。

第2に、マスコミ報道でも、新型コロナウイルスの影響による失業・倒産・廃業が次第に増加しており、その影響で住いの確保に困難な方も増えています。埼玉県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等で、住居確保が困難となった方を対象に、最長1年・敷金免除で県営住宅の一時提供を行っています。本市で、新型コロナウイルスの影響で住いを無くした方々への福祉的対応として市営住宅の一時提供が実施できないでしょうか。

つづいて、水道・下水道料金の減免です。

新型コロナウイルス感染症は、経済や国民の暮らしに、かつてなかった甚大な影響をもたらしています。市民生活と経済活動支援のため、今、全国の自治体が水道料金や下水道使用料の減免に乗り出しています。5月19日までに少なくとも125の市町村・全水道事業者の約1割が、減額・免除の方針を決め、その後も増えているようです。在宅勤務や学校休校の長期化などで、家庭での水道使用量が増加傾向にあることや、事業所の収入が激減する中、固定費としての水道料金・下水道使用料の負担が重く、減免による公共料金の負担軽減は、生活困窮者や自粛・休業の影響を受けた飲食店等の個人事業者にとって大きな支援となります。上下水道の基本料の軽減や水道料金の使用料全額免除、期間も2カ月から半年程度まで様々ですが、政令市では大阪市、名古屋市、仙台市、堺市、九州沖縄の県庁所在市では、鹿児島市、宮崎市、大分市、那覇市と、半数の市で実施されています。本市の水道事業は、毎年大

幅な黒字決算を続けており、私ども日本共産党市議団は、機会あるたびに、水道料金引下げや福祉減免実施を要望してきました。新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面している今こそ、長年続いている黒字を市民・利用者に還元し、水道料金・下水道使用料の減免を実施していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

合わせて、2019年度の水道事業・下水道事業の収支見通しについてご説明ください。

以上、暮らしへの支援について、市長ならびに関係局長にお尋ねいたします。

(答弁)

いずれも、福祉の心で、寄り添った対応をお願いしておきます。

次に、事業者への支援について伺います。

第1に、国の持続化給付金には申し込みが殺到していますが、売上が50%以上減少が給付要件のため、売上の減少が少ない事業者は対象となりません。神奈川県商工団体連合会が行った影響調査では、建設・製造・卸小売・飲食・サービスなど、幅広い事業者約200カ所のうち、8割の事業者が売り上げが減少したと回答しながら、3割以上の事業者が持続化給付金の対象外とのことでした。

本市で、売上が減少しながら、持続化給付金の対象とならない事業者の実態をどのように把握されているでしょうか。

また、制度の対象外の事業者への本市独自支援はできないでしょうか。

第2に、緊急事態宣言に基づく県の休業要請を受けた事業所への県の休業協力金とともに、本市の緊急家賃支援金も、自粛要請外へと拡充されました。しかし、これらの支援対象外となる事業所はもとより、対象事業所であっても、学校が臨時休校となった3月から、緊急事態宣言解除の5月までの期間、その後も急速に元の状態へと戻っておらず、多くの業種で、長期の売り上げ減少に、固定費が負担となっています。新型コロナウイルスの影響が収束するまで、固定費への継続的な支援ができないでしょうか。

第3に、新型コロナウイルスのもと、中でも小規模事業者は大変苦勞されています。家族経営の商店・事業所は、もともと売上げが少ない上に、昨年10月の消費税10%への増税で売上げが落ち込み、そこに新型コロナウイルスです。地域の商店街での聞きとりでは、多くのお店が「もともと落ち込みようのないくらい落ちていた売上げは5割も落ちない。5割落ちたら倒産だ」と嘆いておられました。埼玉県所沢市では、20人以下の小規模事業所へ一律10万円の独自支援を行っています。本市でも、小規模零細事業者への支援をぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第4に、自粛や感染の不安などによるタクシー業界の落ち込みは、深刻です。日本モビリティ・マネジメント会議が公表した影響試算では、全国のタクシー業界で4400億円の減収が見込みだそうです。私も党市議団へも、「1日仕事しても、ほとんど乗車がない」との声が寄せられています。

お隣の益城町では、落ち込んだタクシー業界の支援と障がい者・高齢者の福祉増進の観点から、福祉タクシー制度の利用額を拡充しています。本市でも、障がい者福祉タクシー券の1回の乗車の助成額引き上げや発行枚数の拡充、さらには、さくらカードの利用できない高齢者を対象に福祉タクシー券を発行するなど、新型コロナウイルスの影響で、苦境にあるタクシー業界への支援ができないでしょうか。

以上、市長に伺います。

(答弁)

経済の面で、新型コロナウイルス感染症は、インバウンドに頼った経済政策のもろさをはっきりと示しました。今後は、地元事業者を大切にした地域循環型の経済政策優先へと施策の転換が求められると思います。コロナと向き合いながら地域の中小・零細事業者を大切にされた経済活動への支援をお願いしていきます。

次に、子育てにかかわって伺います。

以前から社会問題化していた子どもと貧困は、長期の休校により、食費が

家計を圧迫する、家庭で十分な栄養を取ることができないなどの声が寄せられるなど、新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもをめぐるさまざまな問題があらぶりだされることになりました。学校の休校中も、地域の子ども食堂、あるいはボランティアの方々により弁当提供も行われましたが、医療や健康、栄養面で子どもたちの健やかな成長をささえるこれらの支援は、本来ならば行政が責任を持って対応すべきことです。

第1に、茨城県東海村では、独自に子ども一人1万円の子育て支援金が支給されています。ひとり親世帯や子どもがいる住民生非課税世帯への給付金の上乗せや、子育て支援金の支給を検討できないでしょうか。

第2に、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中でも、子ども食堂やシングルマザー支援団体等が行っている子どもたちへの支援に対し、行政の助成は不十分です。新型コロナウイルス感染症への対応も必要となっており、助成額の引上げとともに、マスク・消毒などの衛生材料の支給等も行っていたかどうか。

また、これらの団体の活動は、単に食事や物資を届けるに留まらない、子どもたちの抱えるさまざまな困難を見つけて、専門的な部署へとつないでいく大切な役割を持っています。そのために、専門知識やノウハウを持つことが重要です。今後は、行政の責任で、各団体のスキルアップのための研修などを実施していただけないでしょうか。

第3に、国の特別定額給付金は、すべての人が支援を受けられる制度として歓迎されています。しかし、終息も見えない中、支給の基準日が4月27日と規定されているために、その後生まれた新生児は対象となりません。全国的には、札幌市が4月28日から5月25日まで生まれた新生児も給付金の対象に広げ、県下の山鹿市や千葉県習志野市では今年度中に生まれる新生児を対象に10万円を支給することになっています。本市においても、基準日以降に生まれた新生児への10万円の給付金支給を独自に実施できないでしょうか。

第4に、国民健康保険では、保険料のコロナ減免が実施され、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金支給も行われることになりました。新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面している今だからこそ、子どもたちが安心して

て病院にかかることができるようにすることが必要です。本市の現行子ども医療費助成制度は、先の制度改定によって薬剤分も含め、自己負担が大幅に引き上げられました。新型コロナウイルス感染症に対峙している今、お金の心配なく、どんな時でも病院に行くことができるよう、自己負担を廃止していただきたいと思います、いかがでしょうか。

引き続き、教育現場で新型コロナウイルスへの対策をしながら学びを保障していくための環境整備について伺います。

3カ月もの長期となった小中学校等の臨時休校は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を及ぼし、改めて学校が子どもたちの学習の場であるだけでなく、人として共に育ちあう場、貧困への対処の場、栄養摂取の場、障がいや発達の特別の支援の場としてなど、子どもの成長・発達、権利保障の上で欠くことのできない、高度な仕組みであることを再認識することになりました。休校の中で抱えてきたストレス、不安や悩みを解消しながら、感染リスクを下げた環境で、必要な学びを保障していかなければなりません。

第1に、新型コロナウイルスに直面する時代、「新しい生活様式」を踏まえ、子どもたちを感染から守る学校現場にしなければなりません。文部科学省は、5月22日、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を公表し、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準として、地域の感染レベルに合わせた身体的な距離の確保の指標を示しました。レベル2・3では「できるだけ2日程度」、レベル1でも「1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること」とし、ゆとりある空間での授業を推奨、密集を回避するための目安として、レベル2・3では20人学級を例示しています。今後、子どもたちが感染リスクの少ない環境で学習できるよう、少人数学級の推進は重要です。私どもは、子どもたちへの行き届いた指導の面から少人数学級の拡充を求めてきましたが、新型コロナウイルス感染症に直面している今、「学校の新しい生活様式」実践のうえでも、今後の目指すべき方向となっています。

現行の35人学級を当面すべての小中学校・高校へと広げ、その後は、あらゆる感染のレベルに備えるためにも、学級人数をさらに30人、それ以下へと減らしてゆく取り組み、その検討が必要ではないかと思えます。見解を伺います。

第2に、3カ月もの長期休校で、子育て世帯の食費が大きく膨らみ、家計を圧迫することになりました。特に就学援助を受けている世帯へは大きな負担となりました。その支援として、就学援助世帯への休校中の昼食代を補助する自治体が広がってきています。朝日新聞社の調査では、道府県庁所在市・政令市・東京23区の74自治体のうち、24市区・32%の自治体で、昼食代補助の実施、またはその予定です。政令市は5市です。県下では山鹿市が、今年6月から来年3月までの学校給食費と保育園等の副食費の無償化を実施します。文部科学省は、5月19日、「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校に伴う令和2年度要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについて」の事務連絡を出し、各自治体への対応を求めています。本市でも、就学援助世帯への昼食代や、さらには保育園等の副食費への支援を実施できないでしょうか。

以上、子育てと教育の問題について、市長ならびに関係局長に伺います。

（答弁）

教育長は、「少人数学級のこれ以上の拡大は考えていない」と答弁されましたが、文部科学省の衛生管理マニュアルでは「40人学級では1メートル空けることも難しい」と指摘していることは、ご存知ですか。国会では安倍首相でさえ、「少人数学級に向けて努力を重ねてきた。コロナ後を見据えて検討していきたい」と答弁しています。学校は、子どもが長時間過ごすところです。衛生管理マニュアルを踏まえた対応を検討すべきではないでしょうか。教育長に伺います。

（答弁）

熊本市は、「人との距離は2メートル」というCMを流しています。教育長はご存知ないのでしょうか。新型コロナの中で、不安やストレスを感じている子どもたちへの丁寧な指導はもちろん、安全な環境は最優先です。教育長におかれては、教育者として子どもとその保護者に寄り添った対応をお願いしておきます。

次に、学生・若者への支援についてお尋ねします。

新型コロナの感染拡大により、学生が経済的苦境に立たされています。学生団体である「高等教育無償化プロジェクトFREE」の調査では、「5人1人、2割の学生が退学を検討」という結果もあり、若者たちの危機的な状況が浮き彫りとなりました。家庭の収入が減ったり、自身のアルバイト収入が減ったりして生活が苦しいのに、オンライン授業導入による経費負担の発生や、実験・実習がないこと、図書館等の利用ができず研究がすすまない、学食が利用できず、食事の負担が増えるなど、不安や困難が次々と発生しています。学費の負担軽減を求める学生や関係者の要望に応え、大学が授業料の軽減を次々と打ち出し、国も「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」を創設し、県も独自に「困窮大学生等給付金」の支給を打ち出しています。しかし、これらの支援は、学生の1割にしか届きません。更なる支援拡充が求められます。これからの社会を担う若者の安心できる学び継続のためには、国や自治体がそれぞれに役割を發揮し、支援策に取り組む必要があります。新型コロナ感染症は、そもそも世界的にみても驚くほどに重い日本の高学費についても、問題を投げかけています。

第1に、お隣の益城町では、アルバイトの収入が減少、困窮している県外からきている大学生・専門学校・大学院生・予備校生学生に一律3万円の給付や高校生等への町内で利用できる商品券・ひとり5000円の支給などが行われています。本市においても、国・県に上乘せし、学生への給付が実施できないでしょうか。

第2に、高等教育無償化に近づくために、欧米では当たり前になっている給付型奨学金を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、文化芸術分野の問題で1点お尋ねいたします。

現在、新型コロナの対策で、ホールの本来のキャパシティの半分程度の人数しか入場することができません。会議室等も同じです。それでも、少しでも催しをやっという方々の努力で、各種催しが少しづつ始められています。出演料は当たり前前に払うことになるので、せめて会場費の負担が

減らないかという声が寄せられました。半分程度の入場で、全額の使用料負担は重いと思います。舞台は、演ずる人、見る人、企画するひとが一体となって創り上げられていきます。新型コロナウイルスの中でも、文化芸術の灯を絶やさないためにと頑張っている方々への支援が必要だと思います。新型コロナウイルス感染症への対応で通常人数が入場できない間、施設使用料は減免すべきではないでしょうか。

(答弁)

奨学金については、任期中に実現とのことですので、速やかな実施を要望しておきます。

また、文化芸術分野への支援では、会場費補助の実施はもちろん、答弁された文化芸術活動継続のための工夫ある取り組みとともに、国では第2次補正による「文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ」がミニシアターやライブハウスなどの小規模団体等へも活用されていくよう、更なる拡充を国へ求めているのだと思います。

続いて、医療・保健分野の課題について伺います。

第1に、病院機能維持のための支援です。

新型コロナウイルスの影響で、へんみ今全国の医療機関が危機に直面しています。

全国公私病院連盟会長のへんみ邊見公雄さんは、民医連新聞の紙上で、「新型コロナウイルス感染症患者の治療は診療報酬を2倍にしても全く足りません。感染者を1人でも受け入れるには、病棟を全て空けなければなりません。毎日200万円以上の損失。国・自治体が大規模な支援がなければ、経営が行き詰まる医療機関が続出。新型コロナウイルスの第二波、第三波に備えることもできず、国民のいのちと健康は守れない。」と述べられました。患者受け入れ機関に限らず、それ以外の医療機関でも、検診や検査などで緊急を要しない診療を中止するなど、新型コロナウイルスへの対応は迫られるのに支援はなく、自粛もあり患者が減少、経営がひっ迫、遠くない時期に資金ショートするよ
うな現状も指摘されています。東京保険医協会の調査では、4月、93%の

診療所が収入減を訴え、そのうち30%を超える診療所が5割以上の減収との報告でした。新型コロナウイルス感染症から、国民の命を守り、感染収束のためには、その第1線で頑張る医療機関への支援無くしてはできません。本市でも、感染症病床は、エボラ出血熱などを受け入れる第1種は2床が維持されているものの、この度直面している新型コロナウイルスはじめSARSやMERSなどを受け入れる第2種感染症病床は、5年前と比べて6床も減っています。これは、感染症病床の維持が難しいものであることを示しています。

神奈川県知事は、5月に県下の医療体制を維持するためにも、現在の医療機関のダメージや、どのぐらいの支援をしなければ医療体制が維持できないかの調査に乗り出す意向を表明しました。本市でも、医療崩壊を回避し、必要な医療体制を維持していくためにも、早急に医療の現状を把握すべきです。県とも協力して、公立、民間問わずに市内の医療機関の現状について早急に実態調査を行い、必要な支援について検討していくべきではないでしょうか。また、国に対し、患者受け入れをしない医療機関も含め、すべての医療機関に対し、経営難による医療崩壊を起こさないための財政支援を早急に行うよう申し入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

第2に、公立病院の再編問題についてお尋ねいたします。

政府の「地域医療構想」では、2025年度までに全国の急性期病床を約20万床、3割減らす目標です。昨年9月に、424の公立・公的病院を名指しで再編統合をせまりました。その中には、熊本市の市民病院と植木病院も入っていました。その後、市民病院は対象から外されましたが、再編がすすめられれば、本市でも公的病床が大きく削減されることとなります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、感染症病床という極めて不効率・不採算な病床の確保が必要となるので、公立病院の果たす役割と存在が大きいが明らかにになりました。今年1月29日に中国・武漢から最初のチャーター機えぼらが到着した時、具合の悪い人を真っ先に受け入れたのが、東京では公社・荏原病院、都立駒込病院であったことは、感染症の対応で公立病院の役割が大きいことを示しています。いったん緊急事態宣言は解除されましたが、懸念される第2波への備えが重要な課題となる今、医療機関における「平常時からの余力」を持った病室・病床数の確保が必要であり、今ある公的病院の病床確

保は優先課題です。新型コロナウイルスの感染拡大に備えてベッド確保を求めながら、一方でベッド削減を並行して進めるような公立病院の統廃合は、全くの矛盾です。植木病院も対象となっている公立病院の統廃合については、国に対し中止を求めているだけだと思いますが、いかがでしょうか。

第3に、コロナ対策に大きな役割を果たしている保健所・保健センターです。

政府の緊急経済対策にも「保健所の体制強化」があげられ、保健・公衆衛生の体制強化は急務です。全国の保健所は、1990年には850カ所あったものが2019年には472カ所にまで統合され、職員も減らされてきました。本市でも、過去に2カ所あった保健所が今や1カ所となり、保健センターも区役所に機能が置かれているだけです。お隣の政令市・福岡市では、すべての区に保健所が置かれています。また、全国の政令市における保健所・保健センターの人員体制にはそれぞれ差がありますが、保健師数に特に大きな差があります。人口によってそれぞれ違いはありますが、熊本市は、全体の職員数も少なく、それには保健師配置数が少ないことが影響しています。多くの政令市に配置されている、歯科医師や歯科衛生士がいなくて、獣医師・薬剤師・放射線技師・管理栄養士なども少ないのが特徴です。今後は、保健所体制の拡充のためにも、各区への保健所設置や、他都市と比較しても少ない専門職の配置拡充とともに、保健所・保健センターの人員体制の抜本的拡充が必要と思われ、いかがでしょうか。

第4に、検査についてです。

緊急事態宣言解除後の18道府県知事による緊急提言では、「大規模な新型コロナウイルス感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略への転換」が必要である点を第1に掲げ、有症者への受動的な検査ではなく、発想を変えて、偽陰性者や偽陽性者に配慮しつつ、適切に検査対象者を設定して検査を大規模に行い、判明した陽性者との接触者を調査・検査し、治療につなげて行くという先手の感染拡大防止策の重要性を指摘しています。医療・介護従事者や、医療・介護施設の入院・入所者を積極的に検査し、さらにその対象を広げていくなどの取り組みが必要です。5月には、感度が劣るデメリットはあるものの短時間で診断できる抗原検査も承認されています。PCR検査の検査数拡充に加え、唾液での検査も可能となっており、今後は、

より迅速・簡易なPCR検査の実施や抗原検査を組み合わせて実施するとう、一歩進んだ検査体制へと進めていくとともに、全国的には一部地域で始まっている抗体検査実施も検討すべきです。今申し上げたことも含め、今後の検査充実についての考え方や見通しについて伺います。

(答弁)

第2種感染症病床が減って、市内にわずか31床しかないことは、爆発的な感染拡大には到底対応できないと医療現場でも懸念されています。医療機関への支援については、特段の計らいをお願いしておきます。

新型コロナウイルス対策は、国の支援がありますが、それで十分とまらない部分を、住民に寄り添ってフォローするのが、住民に一番身近な市町村の役割だと思います。そういう意味で、全国の事例も種々紹介しました。

かなり財源を必要とするものもありますが、市長が表明された市庁舎や市電延伸の凍結にとどまらず、市民の視線で、市政のムダに大きくメスを入れるべきだと考えます。この点でも、今後具体的な指摘をしていきたいと思えます。

では、大きな2つ目のテーマ、市長の姿勢にかかわる問題について伺います。

まず、昨年12月に発生した熊本城ホールの振動問題です。

オープンしたばかりのホールで、「気分が悪くなるような振動であった」という苦情が出るような振動の発生には、私も驚きました。指定管理者や市に対し、さまざまな苦情が寄せられ、マスコミへも様々な市民の意見が届けられました。

第1に、音響と静かな環境は、文化ホールの重要な要件です。この度の振動問題で、原因説明はされましたか。していなければその理由をご説明ください。

第2に、その後、何らかの対応策はとられましたか。

第3に、建築や音楽等の専門家の意見は聞かれましたか。

第4に、指定管理者「熊本城ホール運営共同事業体」は、「メインホールから下の階に振動が伝わることはわかっていたが、逆のケースは想定していなかった」とマスコミにコメントしていました。振動の問題を市は、いつ、どのように知っておられたのでしょうか。内容についてもご説明ください。また、再開発会社や指定管理者からの説明は聞かれましたか。

第5に、ホールが振動で安心してコンサートも聞けないようでは困ります。原因究明と必要な対応策を講じるべきではないでしょうか。以上、市長にお尋ねいたします。

(答弁)

「設計段階で振動が防げないと聞き、耐震・遮音対策を講じた」との答弁ですが、講じた対策の効果がなかったからの振動発生ではないでしょうか。

マスコミには、「音楽鑑賞中にほかの会場の振動が伝わるなら鑑賞どころじゃない。多額の税金を投じて、欠陥ホールではないか」という投稿がありました。なぜ多額の税金を使いながら、振動でおちおち鑑賞できない構造のホールになってしまったのか、これが問題です。

全国には、熊本城ホール同様、建物の中高層階のホールは多数あります。しかし、ホール規模が2000席を超えるような大規模ホールが、上下に重なった構造のところはあまりないようです。答弁にありましたように、ホールの構造上、振動の他階への伝搬を防ぐことができないと、設計者が市に説明していたように、再開発事業の保留床を利用するという、限られた条件のもとでのホール整備がこの振動問題を生んでいると考えられます。そして、大ホールの下に、産業文化会館の代替として、無理やり750席のシビックホールをつくったことも原因の一つです。市民が存続を願っていた産業文化会館を無理やり壊し、桜町再開発を強行したことが振動の問題を生んでいることを認識していただきたいと思います。

上通A地区再開発の現代美術館は、ホテルと隣り合わせのため、国宝級はもとより価値ある美術品の展示はできません。全国の多くの再開発で、埋ま

らない床を埋めるために様々な公共施設が入り、矛盾を抱えた施設整備を行っている事例が多々あります。残念ながら、莫大な税金を投じたホールが、再開発への整備ということで、矛盾を抱えた施設となってしまったことの責任を市長には受けとめていただきたいと思えます。

ニューヨークファイルの根拠地で、1962年にオープンした2738席のデイヴィッド・ゲフィン・ホールは、音響問題で、1976年、1992年、2005年と、多額の費用を投じ、度重なる音響改修を行っています。本当にいいホール環境を利用者に提供しようというのであれば、振動の改善も、これぐらいの覚悟で臨んでいただきたいものです。

次に、県議選の持ち帰り票問題について伺います。

今年3月に行われた熊本県知事選挙の熊本市中央区開票区における、109票の持ち帰り票の問題では、前の質問者からも縷々お尋ねがありました。再発防止策が重要であることは言うまでもありませんが、あってはならない109票の行方不明票、その原因を説明せず、そのままにしているものでしょうか。その点で疑問がありますので、そこで、伺います。

第1に、この問題は、地元紙に「前代未聞、109票消える」「驚愕のトラブル」と報道されました。これまでも、本市の選挙においては、さまざまなミスが発生し、そのたびに陳謝が繰り返されてきました。しかし、今回のトラブルは、これまでのミスとは比べ物にならない、重大な誤りです。票数に大きな差のある県議選で、当落に影響していないために、「すみません、再発防止に努めます」という処理になっていますが、1票を争う市議選であれば当落にかかわります。申し訳ないではすまされないはずです。事の重大性をごどのように認識されていますか。

第2に、原因が解明されないままに、再発防止策だけでお茶を濁してしまっているのでしょうか。検討委員会の答申では、「委員会の結論として、109票の行方不明事案の原因は、紛失などの過失による事故か、盗難、選挙妨害行為などの犯罪かということになる」と述べつつ、「過失による事故か、犯罪行為が行われたかについては、残念ながら本委員会はこれ以上明らかにすることはできなかつた」とされています。このことに対し、私どものもとに

は、複数の市民から、「民意が歪められる、選挙の根幹にかかわる事態が発生しているのに、なぜこのような誤りが発生したのか、はっきりさせられないのには納得がいかない」という声が寄せられました。「明らかにできなかった」で終わらせるのでなく、この重大な問題について、市民にきちんと説明する責任があると思いますが、いかがでしょうか。

第3に、市民への疑問に答え、大きく失墜した市民の信頼を回復するため、検討委員会の答申では、これ以上の説明ができないとなっておりますが、うやむやにせずに、徹底した説明を行うべきではないでしょうか。

以上、市長に伺います。

(答弁)

この問題を放置していたら、選挙に対する信頼はなくなります。当落に関わらずとも、1票に託された市民の負託の重さを考えるならば、選挙に対する市民の信頼を欠くような対応は許されません。選挙事務を行ったのは職員であり、任命権者である市長の責任が問われる重大な問題です。

昨今の選挙では、ただでさえ投票率の低下が問題になっているときに、選挙結果はいい加減で、信頼おけないとなったら、ますます選挙から民意が離れていくのではないのでしょうか。そうさせない責任があると思いますので、市民への説明責任と信頼回復に万全を期していただきたいと思えます。

市長が認可権を持つ再開発に関連して、市長の政治倫理について伺います。

市政史上最大の桜町地区第1種市街地再開発事業は、2015年5月1日に事業認可され、昨秋に完成しました。熊本市は、これまで、市税をつぎ込む3つの再開発にかかわってきました。一つ目は、上通A地区第1種再開発事業、ここには現代美術館の保留床を取得し、合わせて地上権設定方式で50年間にわたり約20億円もの借地料を払っています。2つ目は、駅前東A地区第2種再開発事業、こちらは熊本市が施行者となって実施し、森都心プラザ・ホールを整備、マンションも建設しました。そして3つ目が桜町再開発です。

第1に、紹介した3つの再開発事業の総事業費と投入した税金額をご説明ください。

第2に、再開発事業には、運転資金支援として再開発貸付の制度があります。3つの事業で、事業者に対し、再開発貸付を行った事業があれば、貸付額をお示しください。

市長にお尋ねいたします。

(答弁)

答弁されたように、桜町再開発は、総事業費777億円という市政史上最大の再開発でした。熊本市は保留床取得金や補助金、ホールの整備諸費用等441億円を投入しました。なんと総事業費の6割近くを市が負担するという異例の支援です。市施行の駅前東A地区再開発でさえ、市の負担は144億円です。面積比を考慮しても、まるで市施行のような財政負担となっており、抜きんでた大盤振る舞いです。

しかも、お金の面だけではなく、桜町再開発は、やり方も脱法的とも言えるものでした。九州産交という1企業が地権者という全国でも例のない再開発でした。都市再開発事業は、組合施行ならば、複数の地権者でなければ再開発補助金の対象となりません。しかし桜町再開発は、会社施行というやり方で、言わば脱法的に126億円もの再開発補助金が投入されました。私どもが、繰り返し指摘してきましたように、熊本市の強い後押しなしにはできなかったことです。加えて熊本市は、再開発事業者への資金繰り支援として、66億円もの無利子貸付まで行いました。熊本地震はじめ災害被災者の福祉資金貸付には、3%もの利息を取る熊本市が、再開発事業者に無利子で66億円も貸すというのは、これも異例の大盤振る舞いです。桜町再開発事業という過去に例のない巨大再開発は、熊本市の異例ともいべき数々の支援なしには成しえなかつた事業と言えます。

こうして熊本市の中心市街地に完成した桜町再開発ビルですが、私が驚いたのは、知り合いから「市長さんは、サクラマチのマンションにお住いと聞きましたか、本当ですか」と聞かれたからです。調べ始めて、市民の目線か

ら見ても納得できないことが多々あると感じましたので、いくつかお尋ねいたします。

第1に、全国どこの自治体にもある「市長の資産等の公開に関する条例」の趣旨・目的について、ご説明ください。

第2に、熊本市職員倫理規則には、「市の許認可を受けて事業を行っている事業者等または個人」、「市の補助金等を受けて事業を行っている事業者等または個人」を利害関係者と定めています。桜町再開発の都市計画決定を行い、再開発事業の認可権者であり、再開発他の補助金の交付決定者である市長にとって、桜町再開発事業者は利害関係者にあたりますか。

第3に、熊本市政治倫理条例第3条「政治倫理基準」では、議員及び市長が遵守すべき政治倫理について、(1)市が行う許認可・請負等の契約に関し、特定の企業・団体等に有利な取り計らいをしない、(2)企業・団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない、(3)地位を利用しかなる金品も授受しない、(4)権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけない、(5)その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない、と定められています。利害関係者から、利益や便宜の供与を受けることや、その疑いをもたれるようなことはしないという規定です。市が多額の補助金を支出し、都市計画決定・開発許可を行い、異例づくめ、破格の支援で建設されたビルの1室をご自身が所有されていることについて、政治倫理上問題なしと判断されているのでしょうか。その理由をご説明ください。

第4に、マンションの取得にあたっては、抽選に応募されたのでしょうか。それとも、優先的に入居を認められていたのでしょうか。

第5に、「ザ・熊本ガーデンズ」には、非分譲となった物件が3戸ありました。「事業協力者住戸」と言われるものです。市長のお住いの部屋は、分譲の物件でしょうか。それとも、非分譲の物件でしょうか。

以上5点、市長に伺います。

(答弁)

市長は、自分は職員倫理規則の対象外だから、適用外と答弁されましたが、市長の指示で動いた職員が利害関係者で、自分の名前で再開発事業を認可し、自分で補助金の交付決定をした、当の本人が利害関係者でないはずがありません。市長が一番の利害関係者で、指示された職員以上に厳しい倫理性が求められるわけではありませんか。認識の間違いも甚だしい。見識が疑われます。また、「政治倫理に問題なし」、桜町のマンションは「一般で抽選し、適正に取得したからよいではないか」という答弁に、誰が「そうだ」と思ったでしょう。そこで、2点伺います。

1つは、市がつぎ込んだ134億円もの補助金は、桜町ビルの公共部分に使われ、マンション部分にも、エントランスや廊下、エレベーターなどには補助金が入っています。そのため、価格が同程度なら贅沢な仕様になります。熊本市の中心、熊本城を眺める一等地にあるこのマンションは、県下で最高クラスと言われ、たいへんな人気で、総数159戸のうち130戸に複数の申し込みがあり、抽選となりました。最高倍率は15倍で即日完売し、「完成していないマンションの即日完売は異例」と新聞に評されました。この難関を突破して権利を取得されたわけですが、税金を投入して建てた入居希望の多いマンションに、あえて抽選に応募し、入居したい人を押しつけて取得することに躊躇されませんでしたか。こんなに素晴らしいマンションには、自分ではなく、市民のみなさんに住んでほしいと思われなかったのでしょうか。答弁をお願いいたします。

(答弁)

至れり尽くせりで、市がお金も出して整備された、最多販売価格帯が5000万円近く、上層階は1億円を超える豪華マンションに、ちゃっかり市長が一室を購入して住んでいることを、市民はどのように受け止めるでしょうか。市政運営の基本指針である本市の基本構想には、基本理念として「まちづくりの原点はそこに暮らす市民」、めざすまちの姿に「だれもが住んでみたくなる上質な生活都市」と書かれています。しかし、税金を投入した上質な生活空間の恩恵に、市長が真っ先にあずかっていることに、市民の理解は得

られません。市長が、政治倫理に問題なしと言われても、道義的には問題があるのではないでしょうか。

もう1点伺います。

熊本市は、熊本城周辺に景観形成基準を定め、「ザ・熊本ガーデンズ」のある桜町は、一般区域で建設される建物の高さの上限を海拔55メートルとしています。基準を守るならば10階ないし11階しか建てられない場所に、海拔73・6メートルのマンションが建てられたのは、市の景観審議会にかげられ、公益性の高い施設という理由で、海拔73・6mが了承されました。12階以上の部分は、熊本市の緩和措置でつくられたものです。市長がお住いの12階は、市の特段の配慮によってできたフロアです。多少遠慮して低層階の取得ならばともかく、市の緩和措置でできた高層階を取得されるのは、いかがなものでしょうか。この点でも、抽選で適正に取得したから問題ないと、市長が言われても、市民の目には、市が行った緩和措置の恩恵に、市長が真っ先にあずかっていると見えるのではないのでしょうか。本来ならば、慎むべきではなかったのか、見解を伺います。

(答弁)

市長の「抽選で適正に取得しているから問題はない」という答弁は、市民の感覚で考えるならば、非常に違和感のあるものです。市が幾重にも特段の計らいをしているマンションに、その恩恵を受けて住むということが、市民の目にはどのように映るかです。各フロアの1号室というのは、どのマンションでも概ねいい部屋で、市長が取得されている部屋の専有面積は98・79㎡で、100㎡近くあり、売りや賃貸として出ている物件と比べても広い部屋です。便宜を図ってもらったのではないかと疑われかねません。違法ではないかもしれませんが、道義的に見て、市民感覚で考えて、とても妥当であるとは思われません。

東京千代田区では、区長と家族が所有するマンションが区の許認可である総合設計制度を活用し、容積率を緩和し建設されたマンションであったこと、

しかも所有している部屋が、一般的には販売されない「事業協力者住戸」と呼ばれるものであったことが判明したことから、区長の個人的な不動産取引と区行政の関係等について調査するための地方自治法100条に基づく調査委員会が設置され、審議中です。この6月には、区長の証人尋問の予定です。

「市長の資産等の公開に関する条例」の目的は、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」の規定に基づき、国会議員と同じく、資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくためというのが趣旨です。

市長の桜町マンションも、適正に取得しているから問題ないと言われても、抽選でなく、非分譲の「事業協力者住戸」であったならば、千代田区の例と全く同じです。そういう意味では、答弁された、抽選枠であったこと、非分譲の「事業協力者住戸」ではないということは、証拠を示し、きちんと証明する必要があるという点を指摘しておきます。

今回、私がこの問題を取り上げたのは、「サクラマチのマンションに市長が住まわれているみたいですが、」と言われたときに、そんなことがあるのかと耳を疑ったからです。民間事業でありながら、市が450億円近い税金を出し、地権者1人という特異な再開発を認可し、景観基準の緩和を了解して建設した建物にあるマンションをあえて所有するだろうかと思いました。全国には1771人の都道府県知事・市区町村長がおられますが、ごく一部を除き、多くの首長は、利害関係者との関係では慎重に対応されているはず。それは、いつなるとき、便宜を図ってもらったのではないかとの疑いをもたれかねないからです。職員の任命権者である市長には、職員以上に高い倫理観が求められます。少しでも疑いの持たれるようなことは、本来避けて通るべきです。李下に冠を正さず、君子危うきに近寄らず、こういう格言をしかと胸にとどめて市政にあたるべきではないかと思えます。

新型コロナ禍のもとで、多くの市民がその日の暮らしにも不安を感じるような毎日を過ごしているとき、市長や職員、そして私たち議員、それぞれに市民のために働く場を与えられたものは、真摯な気持ちで、謙虚にあるべきではないかと思えます。

最後に一つ要望いたします。

今、テレビでも放映され、人気を呼んでいる番組、「駅ピアノ」「街角ピアノ」は、YOUTUBEなどでも繰り返し再生されています。公共の場に置かれた、誰でもが自由に弾ける1台のピアノが、街を魅力的にしていると思います。市民の方から「熊本の街にも駅ピアノ、街角ピアノがあったらいいですね」という声が届けられました。サクラマチには、置かれているということですが、現在、新型コロナウイルスで引っ込めてあるそうです。新型コロナウイルスが収まった後には、是非、各駅での設置も含め、場所も検討して、一般家庭にはなかなか置けないグラランドピアノをおいていただけると嬉しく思いますので、要望しておきます。

新型コロナウイルス感染症が、1日も早く終息に向かい、すべての市民が安心して、健康に暮らしていける熊本市となるように、私も引き続き力を尽くしていきたいと思えます。その決意を述べて、質問を終わります。

コロナ禍の中、あいにくのお天気にもかかわらず、傍聴に足を運んでいただいたみなさま、インターネット中継でご覧いただいたみなさまに感謝を申し上げます。ありがとうございました。